



2023 No. 598  
6・7  
月号

# 社会保険 ながさき

一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎県長崎市松山町4番52号 TEL (095) 844-7120 <https://shaho-nagasaki.or.jp/>



「大村公園 花菖蒲」

## Contents

### 日本年金機構 年金事務所

- 算定基礎届等の提出のお願い ..... 2
- 「電子申請」による提出 ..... 2
- 「電子媒体」による提出 ..... 2
- 「届出用紙」による提出 ..... 3

### 全国健康保険協会 長崎支部

- 健診後、医療機関への受診が必要と判定された方は  
    早期に受診しましょう ..... 4
- 「健康経営®」宣言事業について ..... 5

### 一般財団法人長崎県社会保険協会

- 社会保険事務講習会(初級編)のお知らせ ..... 6
- 社会保険事務講習会(中級編)のご案内 ..... 6
- 「施設利用会員証」のお知らせ ..... 6
- 労働保険事務・年金セミナーのお知らせ ..... 7
- 社会保険「海の家」を開設します ..... 7
- 保健師による健康相談所の開設 ..... 7
- 日帰り温泉利用補助のご案内 ..... 7
- 職場の健康づくりを応援します ..... 8

回 覧

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

事業所内で回覧をお願いいたします。



## 算定基礎届等の提出のお願い

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。

算定基礎届およびその他必要となる届書を、提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

**提出期間：令和5年7月1日（土） から 7月10日（月）まで**  
**提出方法：電子申請 または 郵送**

算定基礎届に関するご案内、紙届書及びターンアラウンド CD（※）、提出用封筒は令和5年6月中旬より順次お送りします。

（※）紙届書及びターンアラウンド CD の送付は希望されている事業所様のみ

次の①、②、③のいずれか1つの方法でご提出ください。（決定通知書の発行は電子申請が一番早くなります。）

### ① 「電子申請」による提出

#### 【提出物】

- 被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届（CSVファイル）
- 被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額変更届（※）（CSVファイル）  
※令和5年7月随時改定者がある場合のみ

#### 【手続き方法1（GビズIDを利用する場合）】

- 上記(1)および(2)は「届書作成プログラム」、自社システムまたは労務管理システムで申請データを作成し、「届書作成プログラム」から電子申請をしてください。また、オンライン事業所年金情報サービスでは被保険者整理番号、被保険者氏名、従前の標準報酬月額等の被保険者データを取得することができますのでぜひご利用ください。（自社システムまたは労務管理システムで申請データを作成した場合は、「届書作成プログラム」で仕様チェックをしてください。）

#### 【手続き方法2（e-Govを利用する場合）】

- 「GビズID」のアカウントまたは電子証明書を取得のうえ、e-Gov〔イーガブ〕を利用し、電子申請をしてください。自社でお使いのソフトで作成されたcsvファイルを添付する方式もございます。
- 詳細は日本年金機構ホームページのほか、以下のホームページをご覧ください。

GビズID [\(<https://gbiz-id.go.jp>\)](https://gbiz-id.go.jp)



二次元コードから簡単アクセス！

e-Gov〔イーガブ〕 [\(<https://www.e-gov.go.jp/>\)](https://www.e-gov.go.jp/)

### ② 「電子媒体」による提出

#### 【提出物】

- 被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届（CDまたはDVD）
- 電子媒体届書総括表（紙の届書）
- 被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額変更届（※）（CD、DVDまたは紙の届書）  
※令和5年7月随時改定者がある場合のみ

#### 【手続き方法】

上記(1)および(3)は日本年金機構ホームページから「届書作成プログラム」をダウンロードし、提出する電子媒体を作成してください。

「届書作成プログラム」、自社システムまたは労務管理システムで作成した申請データは、「届書作成プログラム」より電子申請ができます。紙届書や電子媒体届書に比べ、決定通知書の発行が早くなる等のメリットがありますので、電子申請の利用をご検討ください。

申請方法等の詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

- ターンアラウンド CD の送付を希望されている事業所様へは、ターンアラウンド CD（被保険者の情報を収録した CD）を同封しています。ターンアラウンド CD には 5 月 19 日までに日本年金機構で入力処理した情報が収録されています。5 月 31 日以前に資格取得した被保険者の情報が収録されていない場合は、「届書作成プログラム」により氏名等を入力してください。
- 自社システムまたは労務管理システムで電子媒体を作成した場合は、「届書作成プログラム」で仕様チェックをしたうえで、提出してください。
- 届出にあたっては、パスワードを設定する等、申請データを暗号化のうえ、福岡広域事務センター（〒812-8579 福岡市博多区榎田 1-2-55）へ直送していただきますようお願いいたします。（申請データの暗号化方法は日本年金機構ホームページをご確認ください。）
- 提出の際は CD・DVD の表面に、「事業所名」「提出元 ID」「媒体通番」を油性ペン等消えにくいものでご記入ください。

### ③ 「届出用紙」による提出

#### 【提出物】

- (1) 被保険者報酬月額算定基礎届 70 歳以上被用者算定基礎届（紙の届書）
- (2) 被保険者報酬月額変更届 70 歳以上被用者月額変更届（※）（紙の届書）  
※令和 5 年 7 月随時改定者がある場合のみ

#### 【手続き方法】

紙届書の送付を希望されている事業所様へは、被保険者の情報を印字した「被保険者報酬月額算定基礎届 70 歳以上被用者算定基礎届」とともに「算定基礎届の記載例」をお送りしますので、記載例をご参照のうえ届書に記入してください。

- 被保険者の氏名等を印字している「算定基礎届」は、5 月 19 日までに日本年金機構で入力処理した情報をもとに作成しています。5 月 31 日以前に資格取得した被保険者の情報が記載されていない場合は「算定基礎届」に氏名等を直接追記してください。また、各種届書の提出日によって情報が記載されていない場合がありますので、必要に応じて「算定基礎届」へ修正・追記をお願いします。
- 追記するための欄が足りない場合は届出用紙を送付しますので、管轄の年金事務所までご連絡ください。日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードすることもできます。

#### < 届出にあたっての留意事項 >

- お送りする届出用紙により、ご提出いただくようお願いします。
- 届出様式を独自に作成する場合は、バーコードが印刷された日本年金機構ホームページに掲載している様式に合わせていただきますようご協力をお願いします。
- 返信用封筒には、上記(1)および(2)以外の届書を同封しないでください。
- 上記(1)及び(2)の報酬月額の「⑭総計」欄への記入漏れが多数見受けられますので、必ずご記入ください。

## オンライン事業所年金情報サービスを開始しました。

毎月の社会保険料額情報、決定通知書、算定基礎届にもお使いいただける被保険者データ等がオンラインで取得できます。GビズIDをお持ちの方であればe-Govにてお申込みいただけます。

### ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構「オンライン事業所年金情報サービス」照会窓口)



**0570-007-123**

〔2番をお選びください〕

050から始まる電話でおかけになる場合は

**03-6837-2913**

< 受付時間 > 月～金曜日 午前 8:30 ～ 午後 7:00  
第 2 土曜日 午前 9:30 ～ 午後 4:00

## SNSでも情報を発信しております。ぜひご覧ください。

日本年金機構公式Twitter (@Nenkin\_Kikou)

日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>)



二次元コードから簡単アクセス！

## 健診後、医療機関への受診が必要と判定された方は 早期に受診しましょう

協会けんぽにおいて、健診の結果、血圧値、血糖値またはLDLコレステロール値が高く、医療機関への受診が必要と判定され、一定期間受診されたことが確認できない被保険者の方に対して、生活習慣病の重症化を防ぐ目的で医療機関へ受診していただくための通知をご自宅にお送りしています。

### 案内対象者の基準

<b>血圧</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収縮期血圧…160mmHg以上</li> <li>拡張期血圧…100mmHg以上</li> </ul>
<b>血糖</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空腹時血糖…126mg/dL以上</li> <li>HbA1c…6.5%以上 (NGSP値)</li> </ul>
<b>脂質</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LDLコレステロール…180mg/dL以上</li> </ul>

### LDLコレステロールとは？

悪玉コレステロールとも呼ばれ、肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる危険性があります。

【参考：厚生労働省e-ヘルスネット】

### LDLコレステロール値が高いまま放置すると？

一般的にLDLコレステロール値が180mg/dL以上の人は、100mg/dL未満の人と比べて、約3～4倍、心筋梗塞等になりやすいことが分かっています。

【参考：標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)】

### 事業主様へのお願い

健診結果から医療機関の受診が必要と判定された従業員様へ、必ず受診することをお声かけいただくとともに、受診できるよう配慮していただきますようお願いいたします。



## はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あんま・マッサージの施術については、一定の要件を満たす場合に健康保険の対象となります。健康保険の対象とならない場合に保険証を使用されたときは、その治療費を負担していただくことがあります。

### 健康保険の対象になる場合

#### はり・きゅう

①神経痛、②リウマチ、③五十肩、④頸腕症候群、⑤腰痛症、⑥頸椎捻挫後遺症、⑦その他慢性的な疼痛を主症とする疾患で、**医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合。**

※いずれも、医師の同意は6か月ごとに必要です。

#### あんま・マッサージ

筋麻痺、関節拘縮等であって、医療上あんま・マッサージ・指圧師の施術を必要とする症例について、**あんま・マッサージ・指圧師の施術を受けることを認める医師の同意がある場合。**

### 健康保険の対象にならない場合

#### はり・きゅう

病院、診療所などで同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても健康保険の対象にはなりません。

※「治療」には湿布や薬の処方も含みます。

#### あんま・マッサージ

疲労回復、慰安目的、疾病予防のマッサージ等は健康保険の対象となりません。



# 「健康経営®」宣言事業について

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

## 従業員の皆様の健康づくりの第一歩として、「健康経営」宣言をしませんか？

健康経営とは、従業員の健康を重要な経営資源ととらえ、企業の成長のために、従業員の健康づくりに企業が積極的・戦略的に取り組む経営スタイルのことです。

協会けんぽ長崎支部では、長崎県と共同で、「健康経営」に取り組む企業のサポートや、「健康経営」の普及に向けて、「健康経営」宣言事業を行っています。

## 「健康経営」宣言事業所へインセンティブがあります！

- ・各種ポスター・ミニのぼり等の広報ツールを提供します
- ・「健康経営」宣言事業所の加入者様へ、スポーツクラブ「ルネサンス」がお得に利用できる特典があります
- ・健診データと医療費データを分析した「事業所カルテ」を配布します  
など…

「健康経営」宣言事業  
参加事業所増加中！

## 申し込み方法は？

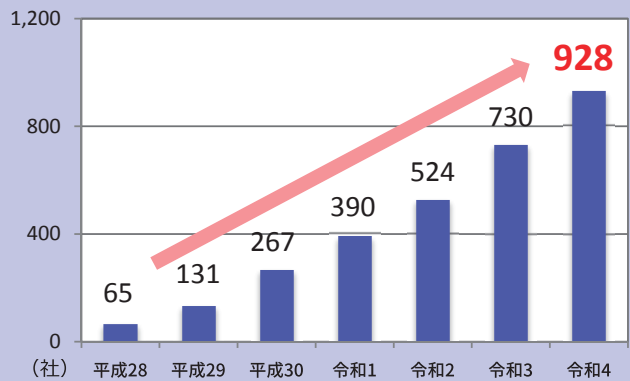
「健康経営」宣言事業の「登録票」を郵送またはFAXにてご提出ください。

下記の二次元コードにアクセスすると、登録票を掲載した長崎支部ホームページに簡単にアクセスできます。

また、登録票は郵送で送付も可能です。その際はお手数ですが、協会けんぽ長崎支部企画総務グループまでお問合せください。



協会けんぽ長崎支部「健康経営」宣言参加事業所数



## セルフメディケーションで健康管理力アップ!



### スイッチOTC医薬品のメリット

- 医療機関で処方される薬と同じ有効成分が入った薬を病院を介さずに薬局等で購入できる。
- セルフメディケーション税制の対象です。

※スイッチOTCとは「スイッチ(切り換える) Over The Counter」の略で、薬局・薬店のカウンター越しに販売することによって実現します。

日本人の平均寿命が長くなり、生活習慣病の患者数が増え続けるなか、「セルフメディケーション」という言葉が今、注目を集めています。これは、世界保健機関(WHO)が「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義したものです。具体的な取り組みとして、自分の健康状態を把握して生活習慣を見直したり、病院で処方してもらえる薬の代わりに市販薬を活用する(スイッチOTC医薬品)ことで、自分自身で健康管理や病気の予防を行うことを言います。健康な毎日を過ごすため、あなたも「セルフメディケーション」を実践し健康管理力を高めましょう。



全国健康保険協会  
協会けんぽ  
長崎支部

〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階  
電話：095-829-6000  
(受付時間/平日8：30～17：15)

協会けんぽ長崎

検索

メルマガ無料配信中



協会けんぽ長崎支部キャラクター  
「尾まがり猫家族」



# 社会保険協会からのお知らせです

## 社会保険事務講習会(初級編)のお知らせ

会員事業所無料

初任者、新任者等の事務担当者を対象に開催しますので参加ください。

開催日	会場	定員
7月5日(水)	アルカス SASEBO (佐世保市三浦町)	50名程度
7月7日(金)	諫早商工会館 (諫早市高城町)	50名程度
7月27日(木)	長崎県市町村会館 (長崎市栄町)	50名程度

- 開会 13:00
  - 終了 16:10
- ※各会場共通

- ◆対象者 会員事業所の事務担当者 ◆講師 年金事務所及び協会けんぽ長崎支部の担当者
- ◆内容 社会保険の適用、健康保険と年金の給付について
- ◆参加費 無料 (非会員事業所の方は資料代等として3,000円負担ください)
- ◆お申込 下記申込書をご記入いただき、FAXでお申し込みください。ホームページからもお申込みできます。詳細は後日連絡します。(FAX、メール申込は返信します)

## 社会保険事務講習会(初級編)参加申込書

※希望会場に○を付してください。定員になり次第締め切ります。

参加希望会場	1. 佐世保会場	2. 諫早会場	3. 長崎会場
参加者氏名			
事業所名	担当者		
事業所の所在地	〒 - - 所在地 電話 - - 返信 FAX - -		

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

## 社会保険事務講習会(中級編)のご案内

会員事業所無料

- ◆開催日: 令和5年7月13日(木) 福江文化会館 (開会9:25 閉会12:30)
- ◆講師: 日本年金機構年金事務所職員、社会保険労務士
- ◆内容: 社会保険の適用、健康保険と年金の給付について
- ◆その他: 定員になり次第締め切ります。詳細についてはホームページでご確認ください。

## 社会保険事務講習会(中級編)参加申込書 五島会場

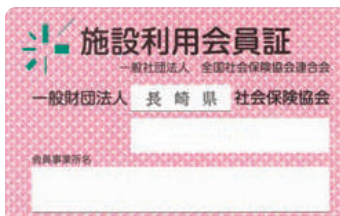
参加会場	福江文化会館		
参加者氏名			
事業所名	担当者		
事業所の所在地	〒 - - 所在地 電話 - - 返信 FAX - -		

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

## 「施設利用会員証」のお知らせ

会員事業所様の優待利用(宿泊割引等)ができる「施設利用会員証」を発行いたします。

新規・更新をご希望の場合はホームページをご覧ください。



### 施設利用会員証の利用について

1. 本会員証は、表記社会保険協会の会員事業所のみ利用できます。
2. 本会員証で利用できる施設は、全国社会保険協会連合会の契約施設及び表記社会保険協会が指定した施設です。
3. 事業所名をご記入のうえご利用ください。
4. 対象施設をご利用の際は、本会員証をご持参いただき、施設から求められた際には必ずご提示ください。
5. 他の割引サービスとの併用はできません。
6. 下記有効期限を過ぎたものは使用できません。
7. その他本会員証の取扱方法等につきまして不明な点がございましたら、表記社会保険協会にお問い合わせください。

有効期限 2023年3月31日

## 労働保険事務・年金セミナーのお知らせ

会員事業所無料

開催日	会場	定員
8月4日(金)	諫早商工会館(諫早市高城町)	50名程度
8月8日(火)	アルカス SASEBO(佐世保市三浦町)	50名程度
8月10日(木)	長崎県市町村会館(長崎市栄町)	50名程度

- 開会 13:10
  - 終了 16:10
- ※各会場共通

- ◆対象者 会員事業所に勤務され参加を希望する方。
- ◆講師 特定社会保険労務士、年金事務所の担当者
- ◆内容 労働者災害補償保険、雇用保険実務及び年金の給付
- ◆参加費 無料(非会員事業所の方は資料代等として3,000円負担ください)

### 労働保険事務・年金セミナー参加申込書

※希望会場に○を付けてください。定員になり次第締め切ります。

参加希望会場	1. 諫早会場	2. 佐世保会場	3. 長崎会場
参加者氏名	担当者		
事業所名	〒 -		
事業所の所在地	所在地		
	電話	-	返信 FAX -

※このお申込書にご記入いただいた個人情報(本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外)に使用しません。

## 社会保険「海の家」を開設します

- 開設期間: 7月中旬から8月中旬まで(施設が営業する期間)
- 開設場所: 長崎市高浜町(高浜海水浴場)、東彼杵郡川棚町(大崎半島海水浴場)
- ※1枚につき1回限り利用補助(300円)を致します。差額と利用券を添えて精算してください。
- ※発行枚数には限りがございますので、お早めにお申し込みください。

### 「社会保険 海の家」利用券申込書

事業所名	〒 -
事業所所在地	事業所名
	電話 ( ) 担当者

※開設場所は変更になることがあります。配付券に記載の開設施設をご確認ください。

## 保健師による健康相談所の開設

会員事業所無料

- 開設場所: 川棚大崎温泉「しおさいの湯」 電話 0956-82-6868
- 開設時間: 第2日曜日、第4日曜日 11:30~14:00
- ※止むを得ず、開設日及び時間を変更することがございます。ご相談される場合は、事前に「しおさいの湯」にお電話でご確認してください。

## 日帰り温泉利用補助のご案内



お申込書にご記入いただきFAXでお申し込みください。利用券の発行はなくなり次第終了となりますのでご了承ください。

- ◆いいもり 月の丘温泉 ☎0957-28-4141 諫早市飯盛町平木場279
- ◆川棚大崎温泉「しおさいの湯」 ☎0956-82-6868 東彼杵郡川棚町小串郷237
- ◆舌岐 ステラコート太安閣 ☎0920-47-3737 舌岐市郷ノ浦町本村触760-1
- ◆原城温泉「真砂」 ☎0957-85-3155 南島原市南有馬町丁133
- ◆富江温泉センター たっしゃかランド ☎0959-86-3939 五島市富江町松尾662-2

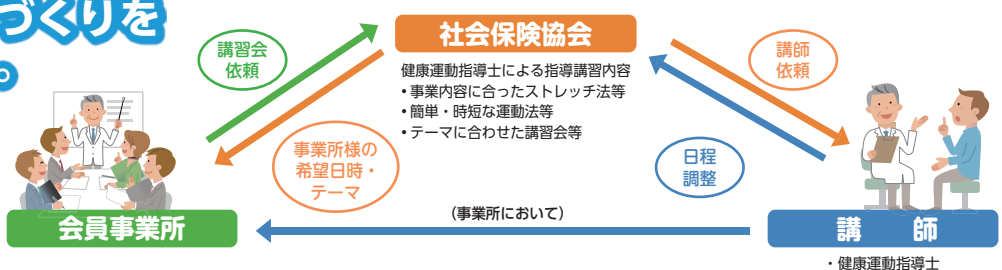
### 温泉利用券申込書(補助額200円)

事業所名	事業所の住所	〒 -
所在地等	事業所名	
	電話番号	( ) ご担当者



# 無料 職場の健康づくりを応援します。

職場で働く皆様の健康管理と保持増進のサポートをいたします。  
お気軽にお申し込みください。



## 健康運動指導士による職場の健康づくり申込書

希望年月日	令和 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで	参加人数	名
希望する内容	例) 主に机上作業が多いため、肩こり解消運動法 例) テーマはお任せ。講演と実技を交えた講習会 等		
事業所名	担当者		
事業所所在地	〒 - 電話 ( )		

令和 5 年 6 月・7 月

## 出張年金相談所のご案内

各年金事務所では出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

出張年金相談は予約制です。予約に関しましては市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、対馬市の予約は管轄年金事務所にお申し込みください。五島市、杵岐市の予約はテレビ電話相談予約電話へお申し込みください。  
相談においでの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。  
代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

### 長崎南年金事務所 〒 850-8533 長崎市金屋町 3-1 ☎ 095-825-8707

開設日	時間	市町名	場所
令和5年6月8日(木)	9:00~12:00 13:00~15:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
令和5年6月15日(木)	11:00~12:00 13:00~15:00	五島市	奈留支所会議室
令和5年7月12日(水)	9:00~12:00 13:00~16:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
令和5年7月13日(木)	9:00~12:00 13:00~15:00	新上五島町	奈良尾支所相談室

五島市にお住まいの方は『テレビ電話相談』をご利用ください

個室でプライバシーに配慮しています    むずかしい操作は一切ありません  
予約制でお待たせしません    対面相談と同じ相談ができます

会場：五島市役所 1階 第2相談室  
(午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く)  
予約電話：095-808-7639  
(長崎南年金事務所 受付時間 午前9時00分~午後4時00分)

### 佐世保年金事務所 〒 857-8571 佐世保市稲荷町 2-37 ☎ 0956-34-1189

開設日	時間	市町名	場所
令和5年6月6日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	平戸市	平戸市役所会議室
令和5年6月8日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和5年6月13日(火)	10:30~12:00 13:00~15:00	平戸市	生月支所会議室
令和5年6月22日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和5年7月4日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	平戸市	平戸市役所会議室
令和5年7月6日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和5年7月12日(水)	13:00~16:30	佐世保市	宇久行政センター会議室
令和5年7月13日(木)	8:30~12:00	小値賀町	小値賀町役場会議室

### 長崎北年金事務所 〒 852-8502 長崎市稲佐町 4-22 ☎ 095-861-1354

開設日	時間	市町名	場所
令和5年6月8日(木)	11:00~12:00 13:00~15:00	西海市	西海総合支所
令和5年6月21日(水)	14:00~17:00	対馬市	峰行政サービスセンター
令和5年6月22日(木)	9:00~12:00 13:00~15:00	対馬市	上対馬総合センター
令和5年7月6日(木)	11:00~12:00 13:00~15:00	西海市	西彼総合支所
令和5年7月19日(水)	13:30~17:00	対馬市	美津島行政サービスセンター
令和5年7月20日(木)	9:00~12:00 13:00~16:00	対馬市	対馬市役所別館会議室

杵岐市にお住まいの方は『テレビ電話相談』をご利用ください

個室でプライバシーに配慮しています    むずかしい操作は一切ありません  
予約制でお待たせしません    対面相談と同じ相談ができます

会場：杵岐市役所芦辺庁舎 1階 相談室  
(午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く)  
予約電話：095-861-1354  
(長崎北年金事務所 受付時間 午前8時30分~午後4時30分)

### 諫早年金事務所 〒 854-8540 諫早市栄田町 47-39 ☎ 0957-25-1662

開設日	時間	市町名	場所
令和5年6月7日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	波佐見町	波佐見町役場相談室
令和5年6月14日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	口之津支所会議室
令和5年6月21日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	島原市	島原市役所会議室
令和5年6月28日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	布津支所会議室
令和5年7月5日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	東彼杵町	総合会館
令和5年7月12日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	島原市	島原市役所会議室
令和5年7月19日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	北有馬支所応接室
令和5年7月26日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	南有馬支所会議室

### 長崎県の社会保険事業概要

事業所数 (船舶所有者数)	被保険者数	平均標準報酬月額
令和5年3月現在		
健康保険	23,797	230,508
船員保険	266	3,190
厚生年金保険	24,211	284,716
		326,785

## 一般財団法人長崎県社会保険協会

〒 852-8118 長崎市松山町 4-52 囲本社ビル 5階  
電話 095-844-7120 FAX 095-843-0449